

公立大学法人制度の概要

1 公立大学法人制度

公立大学における「大学改革」の取り組みとして、行政の直営から法人に移行し、「民間的発想」によるマネジメントを取り入れながら、自律的、弾力的、効率的な大学運営に転換する制度として平成16年4月に施行された。その後、公設民営大学に対しても、同制度の適用が特別に認められた。
(全国7大学のうち4大学が公立大学法人化)

2 公立大学法人化の意義

長岡造形大学の公立大学法人化については、同大学が現在取り組む大学改革(教育研究の質の向上、地域貢献活動の推進、大学経営の安定化)をさらに進める有効な手段になるものと認識し、法人化することを決定した。

3 法人設立の手続

市議会の議決を経て法人の定款を定め、新潟県知事が設立認可する。
(都道府県の場合は、総務大臣・文部科学大臣が認可する。)

4 目標による業務管理

市長が定める中期目標(6年間の大学運営の基本方針)に基づき、法人は中期計画及び年度計画を定め、計画的に業務を運営し管理を行う。

5 業務実績の評価

- (1) 法人は、業務実績について、評価委員会の評価を受ける。
- (2) 市長は、業務実績の評価結果を議会に報告する。

6 審議機関の設置

法人は、経営審議機関と教育研究審議機関を設置する。

7 財務及び会計

- (1) 法人の会計は、企業会計原則による。
- (2) 市は、法人の業務運営に必要な金額(運営費交付金)を法人に交付する。

8 情報公開

- (1) 業務実績の評価結果の公表
- (2) 財務諸表の公告と一般閲覧